

目 次

行政書士 奈良 2024年(令和6年) 1月号



ユキマサくん 行政書士会の公式マスコット キャラクター

会良県行政 善 士会 会長 黒田 敬于	1
奈良県知事 山下 真 日本行政書士会連合会 会長 常住 豊	2
令和5年度広報月間活動報告	4 · 5
ならどっと FM「先生'S カフェ」ゲスト出演	6
令和5年度 奈良県専門士業連絡協議会 講演会・懇親会	7
西吉野農業高等学校 法教育	8
田原本町 農地に関する相談会	9
行政書士試験 特定行政書士法定研修考査	10
TOPIC! 県からの発出文書	11
一般倫理研修の全会員受講義務化について	12
奈良県行政書士会 旅行会	13
(一社)コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部 1	14 · 15
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	5 ~ 18 18



令和6年 新年ごあいさつ

奈良県行政書士会

会長 黒田 敬子

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えになられましたこととお慶び申し上げます。

さて、昨年5月の定時総会におきまして、会長として就任させていただき、早くも半年が過ぎました。この半年を振り返り様々な事業が実施できたことをご報告させていただきます。

一つ目は、許認可申請のデジタル化に関して、就任のあいさつに各所訪問させていただき、申請電子化の際にも本人確認と代理人確認について対応を周知徹底していただくこと、行政書士制度をより深くご理解いただき、行政書士が代理人として支援できるようなシステムを構築していただくことを要望して参りました。その結果、所管部署より各部局長、各市町村担当課長宛てに、「行政手続きのオンライン化における代理人による申請と行政書士制度の周知について」文書を発出していただきました。また、文書発出だけでなく、要望の趣旨を関係担当者会議の場でも情報共有していただいたと聞いております。

本会におきましても、デジタル化推進プロジェクトチームメンバーを本会各部横断的に配置し、デジタル化の情報収集、行政書士の活用を要望、デジタル基盤整備に関する事業を遂行しました。今後も、政府、各自治体が推進する誰一人取り残さないデジタル社会の実現に貢献します。

二つ目は、持続可能な会務を担う人材育成です。全国組織である日行連の事業や方向性を役員に対し迅速に共有しております。そして、協定先との連携や官民受託について積極的に対応できる組織体制を構築し、次世代へつながる会務運営を目指しているところです。結果として役員より新たなご提案をいただくこともあり、本会事業推進の盛り上がりに繋がっているのではないかと感じております。

三つ目は魅力的な会づくりです。8年ぶりに実施したバス旅行では、31名の会員が出席しました。 鳴門の渦潮見学と海沿いでバーベキューを楽しみ、歴が浅い会員から長い会員まで懇親を深めること ができたと思います。新規登録会員研修後の懇親会出席者も増えてきています。今まで出席したこと がない会員の皆様もふるってご参加ください。

今後も会員皆様の懇親の場、研修の場を提供し続けたいと考えております。

コロナ禍の影響が緩和され対面でお会いできるようになり大変うれしく思っております。これから もより活発な事業運営を推進してまいります。令和6年度も、皆様、ご理解とご協力をどうぞよろし くお願い申し上げます。



令和6年 新年ごあいさつ

奈良県知事

山下真

奈良県行政書士会の皆さま、明けましておめでとうございます。

昨年は日本でも世界でも観測史上最も暑かったり、ロシアによるウクライナ侵略に加え、イスラエルとハマスの間でも戦闘が勃発したりするなど、世界の未来に大きな不安を感じざるを得ない年となりました。今年は世界にとっても、奈良県にとっても、皆さまにとっても素晴らしい年となることを強く祈念いたします。

私は、昨年5月3日に県知事に就任させていただき、全身全霊で奈良県を発展させていくことをお 約束いたしました。そのためには、奈良県の誇るべきところは守り、問題のあるところは変えていく 必要があると申しました。

私たちの先人が守り抜いてきた世界に誇る歴史文化遺産、豊かな自然や景観、災害の少なさ、大都市近郊の利便性など奈良県の有する魅力は、これを守り、さらに発展させていかなければなりません。一方で、①「夫が外で働き、妻が家を守る」との意識を持つ県民の割合が全国1位(2015年)、女性の就業率が全国最低(2020年)など仕事と子育ての両立のしにくさ、②全国39位と低い一人当たりの県民所得(2020年)、全国44位の延べ宿泊客数(2022年)など県内経済の低迷、③全国47位の道路整備率(2021年)などインフラ整備の遅れ、といった奈良県の課題は、早急に改善していかなければなりません。

知事に就任して8カ月が経過しました。党派や経歴が歴代知事と異なるので、県政が混乱しないか 心配される方もおられたと思います。しかし、県議会議員や県職員、そして皆さまのご理解とご協力 のお陰で、ここまではスムーズに県政の漸進的改革が進んで来たと思います。

「変えられるものを変える勇気を、変えられないものを受け入れる冷静さを、そして両者を識別する知恵を与えたまえ。」というアメリカの神学者の有名な言葉があります。人生にも通じる名言ですが、守ることと変えることを冷静に切り分け、引き続き県政の舵取りを慎重に進めてまいります。

皆様にとりましても本年が幸多き年になりますようお祈りいたしますとともに、一層のお力添えを 賜りますようお願い申し上げて、新年の挨拶といたします。



令和6年 年頭所感

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

令和6年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

奈良県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地域において住民や行政機関からの期待に応え、行政書士制度発展のために日々御尽力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は長期化し、また、地震や豪雨、大規模な山火事などの自然災害が各地で発生するなど、様々な課題が継続しました。一方、3年以上にわたり社会を混乱させ続けた新型コロナウイルス感染症の大流行はようやく収束に向かい、再び人流も活発化するなど、明るい兆しも感じられた一年でした。私たちを取り巻く状況は激しく変化しますが、行政書士として地域の皆様に寄り添う姿勢は常に忘れず、身近な街の法律家としての責務をしっかりと果たしていかなければならないことは、決して変わるものではありません。日行連としても引き続き、国民により頼りにされる行政書士制度とすべく、本年も様々な施策に取り組んでまいります。

日行連の活動の最重要テーマは、「デジタル時代における行政書士制度の確立」です。その大きなベースになるのは、令和5年9月1日にデジタル庁と締結した連携協定です。これは、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために必要な事業の企画・実施に関して、日行連とデジタル庁が相互に協力して推進することを約束したものであるとともに、今後の行政手続のオンライン化・デジタル化における行政書士への期待、そして私たちの責務を表したものでもあります。日行連は、この協定を更なる弾みとして、永年にわたり行政手続に携わり積み上げた行政書士の知見を生かし、様々な提言を行うとともに、デジタル社会の実現に向けた行政書士の更なる活用を求めてまいります。

また、そのようなデジタル社会の基盤構築の一つとして、昨年度も実施したマイナンバーカードの 代理申請手続事業にも改めて取り組みます。昨年度とは仕組みを変え、各単位会と地元自治体での連 携により進めていただくものとなりますので、会員の皆様も含め地域一丸となって、積極的に御協力 いただきますようお願い申し上げます。

そして、今、日行連として最も大きな目標として掲げているのは、デジタル社会に機能する行政書士法の改正です。デジタル社会における行政手続においては、従来の事前審査から事後調査に重点がシフトすることが予測されます。その想定の下、新時代の行政手続にしっかりと対応できる行政書士制度とするべく、学識経験者や総務省と連携しながら法改正を推進してまいります。

私は日頃より、行政書士という資格者は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したとき、真っ先に「そうだ、行政書士に相談しよう!」と想起していただけるような存在になるべきだと考えています。社会がどのように変化しても、私たちは常に国民に寄り添い、国民から必要とされる存在となるべく、努力を続けなければなりません。今後も会員の皆様と共に研鑽に励み、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいりますので、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が平和で、奈良県行政書士会及び会員の皆様にとりまして、実り豊かな、そして益々の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

ようやくコロナ禍が明けたこともあり、本年は久しぶりのキャラバン隊です。

10月24日を丸一日使い、奈良県下4駅前にて、市民への行政書士認知度向上の為、ティッシュ配りをメインとした啓発活動を行いました。

広報部

当日は絶好の広報日和だったね。

今年は近鉄奈良駅、JR 奈良駅、JR・近鉄王寺駅、近鉄大和八木駅の 4駅を回ってみてどうだったかな?



ユキマサ君

雨が心配だったけど、晴れて本当に良かったよね。 久しぶりのキャラバン隊、とっても楽しかったよ。 午前中は近鉄奈良駅・JR 奈良駅を回ったんだけど 海外から旅行に来る方が多くてビックリしちゃった!!





広報部

海外の方から、一緒に写真撮ってくださいって 引っ張りだこだったね。



照れちゃうなぁ~。 そうそう、引っ張りだこ…いや、引っ張りねこかな。



広報部

確かに、引っ張りねこだね!にゃんてこった。



ユキマサ君

当日は、奈良県行政書士会や コスモス成年後見サポートセンター奈良支部の会員さんが 応援に来てくれて、とっても嬉しかったよ。どうもありがとう。 仲間が集まると、広報活動もより楽しくなるね。



広報部

移動の途中で中宮寺に寄ってみたけど、 ちょうどコスモスが満開の時期だったね。



ユキマサ君

そう!一面コスモス畑でとっても綺麗だったよね。 来年度の「行政なら」表紙用に撮影もしたよね。 また、どんな写真が撮れたのかは楽しみにしてほしいな。





行く☆奈良県行政書士会キャラバン隊』 ⇒⇔⇔⇔⇔

さてさて、当日はどんな感じだったのでしょうか。早速、当日大活躍のユキマサ君にお話を聞いて みましょう。

広報部

ここでも、ちょうど一緒だった小学生の子たちに大人気だったよね。

ユキマサ君

そうなの!みんな可愛いって言ってくれて、嬉しいなぁ。 行政書士の説明をするのはなかなか難しいけれど、 少しでも興味を持ってくれると良いよね。



広報部

確かに、小学生にとって行政書士っていう言葉は なかなか聞きなれないよね。

今後、あの時の縁で行政書士を目指しましたっていう子が出てくると、僕たちも嬉しいよね。

ユキマサ君

午後からは王寺駅と近鉄大和八木駅を回ったね。 王寺駅では、雪丸くんとハイポーズ。 道行く人からは、なんのイベントですかって 声を掛けられることがとっても多かったよ。 行政書士はどういったことをしているのですか、 とか、そのまま相談を聞くっていうこともあったよね。





広報部

少しずつ、地道にだけど、行政書士を知ってくれる人を 増やしていくことが大切だよね。

後日、ティッシュを受け取った方から、相談の電話もあったんだよ。



ユキマサ君

早速の反応があったのはとっても嬉しいね。 とっても楽しい一日だったよ、 またキャラバン隊できるのを楽しみにしているね。

広報部

ユキマサ君、一日キャラバン隊のお手伝いありがとう! お手伝いいただきました皆様も、誠にありがとうございます。 今後とも、広報活動へのご協力宜しくお願いいたします。



ならどっと FM「先生'S カフェ」ゲスト出演

日 時 令和5年10月12日(木)

場所 ならどっと FM

報告者 広報部副部長 市川 亮

この度、名誉会長である遠山健太郎先生が MC として出演している「先生'S カフェ」に、奈良県行政書士会広報部のメンバーである若林副会長と私をゲストとしてお招きいただき、収録をしてまいりました。なお、放送は令和5年10月17日15:30でした。

MC からの質問に若林副会長と私が答えながらの進行、主に10月24日に当会が広報月間の一環として行うキャラバン隊イベントの告知、県内4か所の駅前にてティッシュ配りを行うこと、ユキマサ君に会えること、各駅前でのおおよその時間帯などをお伝えしました。

そして、毎年10月が行政書士広報月間であることや、広報月間は何のためにするのか、行政書士の認知度はどうなのか、そもそも行政書士の仕事はどういった内容なのか、行政書士は奈良県に何人くらい居て全国ではどのくらい居るのか、そして来月11月は行政書士試験であることに絡めて、その試験対策の経験といったまじめな話にも触れました。

そのほか、ユキマサ君の名前の由来や、2月22日が行政書士の日であること、毎月行政書士会事務局にて無料相談会を開催していること、実際のどのような相談内容が多いのかなどなど。

あと、若林副会長と私の事務所の業務内容や営業方法などもお話させていただきました。

終始和やかな雰囲気の中、明るく楽しい雰囲気で奈良県行政書士会の広報ができたのではないかなと思います。



令和5年度 奈良県専門士業連絡協議会 講演会・懇親会

日 時 令和5年11月15日(水)

会場 奈良ロイヤルホテル

報告者 広報部副部長 市川 亮

午後2時より、ロイヤルホールにて講演会が開始されました。今回の担当会が奈良県司法書士会ということで、講演会のテーマは「相続登記義務化」「自筆証書遺言書保管制度」「相続土地国庫帰属制度」の3本立てで、各テーマとも奈良地方法務局職員様が講演されました。

所有者不明の土地が増えている問題や、自筆証書遺言書保管制度をすすめる狙い、国庫帰属制度を 適用できる要件などなど、私たち行政書士が普段聞くことが出来ない貴重な講義を聞くことができ、 大変有意義な時間でした。

講演後16時30分より、鳳凰の間にて懇親会開始。冒頭、奈良県不動産鑑定士協会 竹村牧会長の挨拶にてスタート。

80名余りの各専門士業が参加する集いは圧巻で、皆さん各々に名刺交換したり、知っている方との再会を楽しんだり、人の輪を広げたり深めたりと、大変に賑やかで楽しい懇親会となりました。

最後は、各士業団体会長が挨拶をする場面で、我が奈良県行政書士会は松本副会長がトップバッターで登場、期待に応える饒舌な挨拶で、場を大いに盛り上げていただきました。

コロナ禍が明けた今、各専門士業が一堂に会する当会合は大変有意義であると感じました。 来年度は奈良県行政書士会が担当会となります、皆様のご参加よろしくお願いいたします。







西吉野農業高等学校 法教育「法と農業」



昨年11月7日、五條市立西吉野農業高等学校(以下、当該学校という)の3年生を対象に法教育を実施しました。当該学校で法教育を実施するのは今回で2度目となります。

当該学校の校舎は、木材がふんだんに使われており、落ち着きのあるとても居心地の良い建物です。この校舎で生徒たちはのびのびと学生生活を営み、農業に関することを中心に色々なことを学んでいます。

今回、法教育の講義時間として、4限目5限目の授業時間をいただきました。

講義の構成は、「1. 行政書士とは」「2. 日本の農業政策」「3. 農地法」「4. 農業法人化」「5. 18歳の君へ」です。

「1. 行政書士とは」から「4. 農業法人化」までを山田善紀理事が講師を務め、「5. 18歳の君へ」は岩井健一副会長が講師を務めました。

4限目の授業が始まり、生徒たちは緊張気味でしたが、山田善紀理事が優しく定期的に問いかける対話型形式で講義を進めて行くと、次第に生徒たちの表情も和らぎ和気あいあいとした雰囲気で講義は進みました。

そして最後に、岩井健一副会長より「5.18歳の君へ」という題名で、これから社会人となる生徒たちに向けたエールの講義で締めていただきました。

講義後のアンケートでも、「良い経験になりました」「話がぐっときた」「よかった」等の意見をいただき、一緒に参観しておられた先生方にも好評でした。また、来年度もぜひ実施してほしいとのお話もいただきました。

これから社会人となる3年生にとって、「法」を意識する一歩になれば幸いです。

今回の実施に伴い、ご協力いただきました校長の田中隆人先生、並びに生活指導部長の山口敦弘先生をはじめとする諸先生方に感謝を申し上げます。

また、準備等にご協力いただいきました皆様、並びに講師を務めていただきました山田善紀理事、 岩井健一副会長に、改めてお礼申し上げます。









田原本町 農地に関する相談会

本会と田原本町の間で平成30年に締結された「遊休農地等対策に関する協定」に基づき、10月12日・13日の両日、田原本町役場1階において農地相談会を実施しました。

田原本町の農地の大半は農業振興地域に指定されており、農地法の農地転用が難しい地域であり、 相続や賃貸借契約に関する相談も予想されたため、コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部の 協賛も得て行いました。

事前に、田原本町担当課のご協力をいただき、相談会に向けて、広報誌への掲載並びにホームページによる広報活動を行っていただきました。

10月上旬から相談の予約受付を開始いたしましたが、10月は農繁期ということもあり、事前予約は0件でした。

10月12日は、飛び込みの相談が4件ありました。遊休農地、相続した農地のご相談をお受けしました。いずれの相談も農業をされていないからどうすればよいかという相談内容でした。

10月13日は、飛び込みの相談は0件でした。当日は、全体的に町役場への来場者が少なく閑散としており、そのことも影響したように思います。

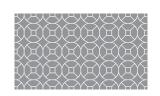
最後になりましたが、今回ご協力いただきました関係各位に感謝申し上げます。



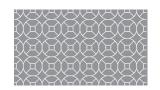








令和5年度行政書士試験



◇日 時 : 令和5年11月12日(日) 13:00~16:00

◇場 所 : 奈良県コンベンションセンター

本年度の試験会場は奈良県コンベンションセンターでした。本会会員には試験監督員や試験本部員 として試験実施事務のご協力をいただき、また関係各機関の皆様に多大なご協力を賜り、無事に試験 を実施し終了することができましたことをご報告いたします。

なお、合格発表日時は、令和6年1月31日(水)です。



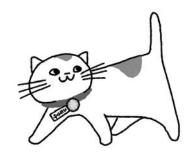
令和5年度特定行政書士法定研修考查



◇日 時 : 令和5年10月22日(日) 14:00~16:00

◇場 所 : DMG MORI やまと郡山城ホール 2F会議室A

令和5年度の特定行政書士法定研修考査が実施され、法定研修受講者8名が受験されました。合否 判定の結果見事合格された受講者の方におかれましては、誠におめでとうございます。





県からの発出文書

奈良県総務部デジタル戦略課より、奈良県各市町村情報政策担当課に対して「個別に電子申請システムを構築する場合や、電子申請を含む業務を委託する場合も、」「代理申請が可能となるよう」にするということを庁内で周知徹底することを依頼する文書(令和5年11月15日付け)を発出していただきました。また、同様の文書を県総務部デジタル戦略課より、県庁内にも文書(令和5年11月8日付け)を発出していただきました。

令和5年10月30日

奈良県 総務部 デジタル概路器情報連携基盤推進係 御中

奈良県行政書士会

行政手続きのオンライン化における行政啓士制度の理解及び 行政魯士法の遵守徹底について

平素より、奈良県行改書士会にご理解ご協力を賜り献にありがとうございます。行教者士は適正な 行教手様の実施により国民の場利利益の実現を担うため、日々、研鑽を重ね、棄務に臨んでいます。ま た、我が国の行政及び社会のオンライン化・デジタル化の推進のため、デジタル庁と日本行政書士会選 合会が連携総定を締結したところでございます。

行政書士法では、「行政書士以は行政書士法人でない者は他人の体額を受け報酬を得て、官公署に提 出する蓄理を作成することができない」(第19条第1項)と定めています。なりすましや資格を有し ない非行政書士による手続きは関係法令の不知で追加機を伴う可能性が高いため、行政、国民双方に 不利益となり、到底、看過できるものではございません。

奈良県の各機関に行家害士制度への理解及び行政呰士法遵守の徹底について通知していただきますよ うお願いいたします。

- 奈良県行政書士会から行政書士制度の啓発ポスター及びプレート等の掲出について依頼があった 場合は協力すること
- 2. 許認可等の申請様式が取得できるホームページ等において、「行政書士でない者が他人の依頼を受け 報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを築とすることは行政書士法違反となる」旨の注 意喚起文を記載するなど、行政書士制度の周知に努めること
- 3. オンライン申請システムを構築する場合は、誰もが申請書類を作成できるようなシステムにならないように、機限ある代理人か、正当な代理権限を有する者かの確認ができるようにすること
- 4. オンライン申請システムの設定には、行政書士法遵守について考慮すること



以上

デジ戦第191号 令和5年11月15日

各市町村情報政策担当課長 殿

奈良県総務部デジタル戦略課長

行政手続のオンライン化における代理人による申請と行政書士制度の周知について

平素より県のデジタル施策の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。 標記について、今飲、奈良県行政替士会から添付のとおり行政手続のオンライン化にお ける行政학士制度の理解及び行政替士法の遵守の敬庶について依頼がありました。 現在、県では情報連携基盤「奈良スーパーアプリ」の構築を進めており、来年度以降、 汎用要付システム「e 古都なら」から県所管の手続を移行し、電子申請の拡充を図ると共 に、代理申認の継続の追加を図る予定です。

現在、県では情報連携基盤 「寿良スーパーアプリ」の構築を進めており、来年度以降、 沢用要付システム「自古都なら」から県所官の手続を移行し、電子申請の拡充を図ると共 に、代理申請の機能の追加を図る予定です。 各市町村におかれては、個別に電子申請システムを構築する場合や、電子申請を含む業 務を選択する場合も、法制度面や手続の特性に応じて代理申請が可能となるよう、貴庁内 にご開知いただきますようお願い申し上げます。

> 担当: 電話: Email

一般倫理研修の全会員受講義務化について

令和4年8月31日付で日本行政書士会連合会会則の改正が認可されたことに伴い、令和5年8月31日から、5年に一度の一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました。つきましては、以下を御参考の上、御受講いただきますようよろしくお願いいたします。(日本行政令和5年12月号参照)

〈概要〉

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を"義務"とする会則改正がなされました(日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項)。倫理研修実施のため必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則により定められました。(令和5年8月31日施行)

〈研修科目〉

①行政書士法及び関係法令、②人権、③職業倫理、④職務上請求書の適正使用

〈受講期限(初回)〉

- 令和5年8月31日時点で会員である者⇒令和6年3月31日まで
- 令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者 ⇒登録月の翌月初日から起算して3か月以内 例:令和5年10月1日に登録した者 ⇒令和6年1月31日まで

(参考) 2回目以降

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日

例:令和5年9月1日に修了した場合 ⇒令和11年3月31日

〈受講方法〉

中央研修所研修サイトにて受講

※中央研修所研修サイトで受講できる環境がない場合は、所属の単位会に御相談ください。

①中央研修所研修サイトにアクセス

日本行政書士会連合会のホームページ(https://www.gyosei.or.jp/)にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。

②中央研修所研修サイトにログインして研修受講

ID、パスワードを入力して中央研修所研修サイトにログインし、「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講 (3時間程度)。

※最後に受講確認のためのテストがあります。詳しくは中央研修所研修サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。

③受講完了後、修了証を発行

全ての講座を視聴し、テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックして研修は修了となります。職務上請求書を購入する際に一般倫理研修修了証が必要となりますので、職務上請求書を購入予定の方は「修了証発行」ボタンをクリックした際に表示される修了証の印刷又はダウンロードをお願いします。なお、職務上請求書の購入予定がない方も「修了証発行」ボタンをクリックしないと修了日が確定しませんので、必ず「修了証発行」ボタンをクリックしてください。

奈良県行政書士会 旅行会 ~淡路島~ 日帰りバスツアー

広報部 山田 祐己

10月28日に、奈良県行政書士会のバスツアーが開催されました。

当日は天候にも恵まれ絶好の旅行日和、書士歴数年の方も、大先輩も一緒なので、お互いに『はじめまして』が多い中、バスはしゅっぱ~つ。

会長、総務部の挨拶にはじまり、一通り参加者の自己紹介が行われました。

お互いの顔・名前が分かり、少しずつ和やかになる雰囲気の中、大人しくしていたのは最初だけ、 先輩がバス後方に移動し早くも飲み会がスタート。

普段とは違い、旅行に出掛けた先でざっくばらんに語らいをできるのがツアーの醍醐味ですね。 うずしおクルーズ船に乗り、うずしおを見た後は、シーアイガ海月にてバーベキュー。とても見晴らしのいい場所での食事に、緊張もほぐれ和気あいあいとした雰囲気。

淡路サービスエリアに寄ってお土産を買った後は、総務部主催のビンゴ大会!!

久しぶりのバスツアー、大変楽しかったです。企画いただきました総務部の皆様、誠にありがとう ございました。また来年も楽しみにしています。





















(一社) コスモス成年後見

新年、明けましておめでとうございます。

日頃より当支部の事業についてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年当法人は、内閣府より認定を受け公益社団法人となりました。

法人の目的としている「高齢者、障がい者等が個人の尊厳を保持し、自らの意思に基づき安心でその人らしい自立した生活を送ることができるよう、財産管理及び身上保護を通じて支援し、もって権利の擁護及び福祉の増進に寄与すること」を着実に実践してまいります。

3年以上にわたり猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も少しずつ落ち着きを見せつつあることもあり、セミナーや定期相談会などの支部活動についても、以前のように対面で開催することができました。

「コスモスを利用して良かった」と実感していただけるよう、本年も様々な施策に取り組んでまいりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

□ 第10期(令和4年8月1日から令和5年7月31日まで)の活動紹介□ (支部定期総会議案書から抜粋)

1. 研修の実施

成年後見人等を受任する能力を備え、かつ倫理観の高い人材の育成を実現するため、様々な研修を 実施しています。入会前研修は、奈良県支部に入会する前に、全30時間におよぶ基本的知識、法制 度、倫理等を学びます。更新研修では、入会後2年毎に全10時間程度の実践的な学びの場を提供し、 会員の資質向上を図っています。さらに、より実務に即した内容や事例等を学ぶ研修や、随時事例勉 強会等も開催しています。

- (1) 令和4年12月~令和5年2月 入会前研修を開催しました。
- (2) 令和4年6月~7月 更新研修を開催しました。

サポートセンター奈良県支部

支部長 谷澤祐樹

2. 広報·相談活動

(1)主に地域包括支援センターからの依頼により、地域住民やケアマネージャーが対象の成年後見制度や相続、遺言、終活などをテーマにしたセミナー・個別相談会に講師・相談員を派遣しています。第10期は、セミナー10件・相談会3件を実施しました。



奈良市西福祉センター、東福祉センターおよび 南福祉センターにおいて無料相談会を定期的に 開催しています。成年後見制度に限らず、相 続、遺言などの相談が数多く寄せられていま す。

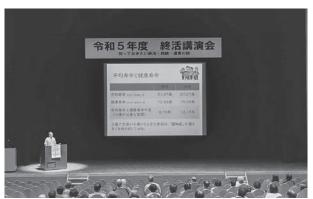


コスモス奈良の活動を広く知っていただくため、令和4年9月、令和5年1月、4月、5月に広報誌『NEWS LETTER』を発行しました。県下自治体や地域包括支援センター等に送付してコスモス奈良の活動を紹介しています。

(4) 事例検討勉強会を定期的に開催しています。今期5回開催し、会員のスキルアップを図るとともに、会員同士の情報交換の場になっています。









コスモス奈良の Facebook ページにイベントの案内や開催報告等を掲載し、 コスモス奈良の活動をいち早くお知らせしています。

皆さまからの いいね! お待ちしています。



新規登録会員さん!

①登録年月日

②事務所所在地

③事務所名称

④事務所電話番号

字 Ш 充 志 うやま あつし



- ① 2023年8月1日
- ② 633-1202 宇陀郡曽爾村大字太良路274番地1
- ③ 宇山行政書士事務所
- 4000 2504 5063

佳 子 たにだ よしこ 谷 \mathbb{H}



- ① 2023年8月15日
- ② 631-0032
- 奈良市あやめ池北一丁目25番37号
- ③ 佳日行政書士事務所
- \bigcirc 0742 55 4376

橋 本 達 郎 はしもと たつろう



- ① 2023年9月15日
- 2 631-0074 奈良市三松四丁目5022番地
- ③ 橋本達郎行政書士事務所
- (4) 090 8939 7246

高 松 貴佐雄 たかまつ あさお



- ① 2023年9月15日
- (2) 630-8253 奈良市内侍原町4

小林ビル2階203

- ③ たかまつ行政書士事務所
- (4) 0742 42 8109

两 尾 利 幸 にしお としゆき



- ① 2023年10月15日
- ② 632-0232 奈良市都祁こぶしが丘
- 3535番地の161 ③ 行政書士西尾利幸事務所
- (4) 090 5134 7166

稲 垣 敏 夫 いながき としお



- ① 2023年10月15日
- 2 630-8003
- 奈良市佐紀町2262番地の1
- ③ 行政書士稲垣敏夫事務所
- 90 5242 2636

Ш 本 明 宏 かわもと あきひろ



- ① 2023年10月15日
- ② 635-0016 大和高田市大東町5-34 イスズベル大和高田305号室
- ③ 行政書士 川本事務所
- (4) 0745 30 9097

T. 藤 吾 郎 くどう ごろう



- ① 2023年10月15日
- ② 630-8306
 - 奈良市紀寺町866番地の4
- ③ 行政書士 工藤吾郎事務所 ④ 0742-27-5161

★会員の動き★

①転入年月日 ②事務所所在地

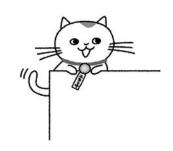
③事務所名称 ④事務所電話番号

雅 洋 まえはた まさひろ 前 畑



① 2023年10月1日 ② 639-1031 大和郡山市今国府町384-1 松本総合テナント31号 ③ 原井行政書士事務所

 $\bigcirc 4$ 0743 - 57 - 0014



変更年月日	変更事項	氏 名			内容	
2023年7月14日	事務所の所在地 事務所の電話	古	尾	謙	Ξ	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981番地8 奈良県自動車会館2階 0743-59-1006
2023年7月14日	事務所の所在地 事務所の電話	古	尾	裕	美	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981番地8 奈良県自動車会館2階 0743-59-1006
2023年7月31日	事務所の電話	松	Щ	圭	介	090-6915-8653
2023年8月15日	属性 事務所の名称 事務所の所在地 事務所の電話	岡	Ш	文	枝	個人開業 おかだ行政書士事務所 〒630-8015 奈良市四条大路南町23 - 6 0742-81-3574
2023年8月15日	事務所の所在地 事務所の電話	加	野	文	雄	〒631-0033 奈良市あやめ池南 1 - 7 - 10 - 207 0 9 0 - 3 2 7 7 - 1 9 6 5
2023年8月31日	事務所の所在地	當	麻	_	興	〒635-0014 大和高田市三和町2番45号
2023年9月29日	事務所の電話	原			孝	0745-43-8592
2023年9月29日	事務所の電話	躑	井	久	雄	0 9 0 - 6 2 4 1 - 3 4 5 8
2023年10月31日	事務所の電話	村	上	誠	二	0 9 0 - 3 4 8 7 - 4 4 5 2
2023年10月31日	事務所の所在地 事務所の電話	杉	浦	恵	美	〒631-0041 奈良市学園大和町三丁目232番地の5 090-3262-8003
2023年11月15日	事務所の電話	Ш	本	明	宏	0745-30-9097

退会年月日	氏 名			事務所所在地・事務所電話	事 由
2023年8月31日	岡村	信	_	〒639-0262 香芝市白鳳台一丁目7番地2 070-4335-5279	廃業
2023年 9 月30日	春日	拓	_	〒639-1008 大和郡山市城の台町 9 番地 3 0 7 4 3 - 5 3 - 8 1 9 8	廃業
2023年 9 月30日	谷村	泰	正	〒636-0212 磯城郡三宅町大字石見245番地の3 0745-60-4083	廃業
2023年10月31日	北場	好	美	〒634-0061 橿原市大久保町199番地の1 080-4023-4864	廃業
2023年11月30日	久保井		徹	〒630-8033 奈良市五条一丁目 3 - 27 0 9 0 - 9 6 1 9 - 5 3 4 5	廃業
2023年11月30日	井村	日日	司	〒631-0062 奈良市帝塚山三丁目11番19号 090-8230-0050	廃業

≪編集後記≫

皆さま、新年のお慶びを申し上げます。

昨年は5月にコロナが5類に移行され、2020年2月から続いた3年超の「コロナ禍」の世界が「コロナ前」に戻りつつあり、私たち行政書士会にとっては研修や会議が、一部まだリモートが残るものの、ほぼ対面で開催できるようになり、皆さまの事務所運営におかれましては従来のように、お客様にお会いして打ち合わせができるようになったことかと思いますが如何でしょうか。

2024年のはじまり。多様性や個性といった価値観が少しずつ認知されてきた昨今、この新基準の次のフェーズとして「健全なもの」を目指すべく、まず自ら認識と学習をし、それを周知させて偏見の少ない生きやすい世界線を作る一助になればと。

自分は自分、人は人、という言葉の意味を正しく理解し、寄り添っていける社会になるはじまりの年となればと。

個人的ではございますが、そう願い続けたいと存じます。

広報部 市 川 亮

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第154号

発 行 令和6年1月15日発行

発行人 黒田 敬子

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T. ビル3階

TEL 0742 - 95 - 5400

FAX 0742 - 26 - 6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

https://www.gyoseinara.or.jp/

なんでも経審Plusは、

JCIP

(建設業許可・経営事項審査電子申請システム)に 令和5年スタート時より対応!!



許可・経審の"電子申請" も「なんでも経審Plus」

建設業許可・ 経営事項審査 電子申請システム **許可・経審** 申請データ出力



そのまま 登録できる!

許可・経審・分析申請書 作成ツール

なんでも経審 Plus

「なんでも経審Plus」を使うと…

- JCIPへの申請データを作成できます! ※JCIP(建設業許可・経営事項審査電子申請システム)
- **JCIPから取り出した前回データも取り込めます!**
- ▶️ 経営状況分析申請用データも作成可能。そのまま電子申請するとお得に!

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付はできませんのでご注意ください。

経営状況分析は"信頼と実績"の <mark>登録経営状況分析機関 **登録番号 1**</mark>

詳しい情報は http://www.ciic.or.jp/

または CIIC なんでも経審Plus

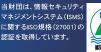
検索

<u> С∐С 一般財団法人 建設業情報管理センター 西日本支部</u>

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A番12号(上町セイワビル9階)

[お問い合わせ] 近畿地区 Tel 06-6767-2801 中国・四国地区 Tel 06-6767-2802 マネジメントシステム(ISMS)

九州・沖縄地区 Tel 092-483-2841





謹賀新年

会長黒田敬子副会長松本和也副会長若林かずみ副会長岩井健一

常任理	事	(総務部部長)	田	中	佑	宜
常任理	事	(経理部部長)	上	仲	裕	美
常任理	事	(広報部部長)	Щ	田	祐	己
常任理	事	(法規部部長)	稲	本	太	_
常任理	事	(監察部部長)	田	中	和	智
常任理	事	(研修指導部部長)	西		孝	平
常任理	事	(第1業務部部長)	木	谷	慎-	郎
常任理	事	(第2業務部部長) (法規部副部長)	林		紫	乃
常任理	事	(受託業務管理部部長)	谷	澤	祐	樹
理	事	(総務部副部長)	木	田	和	宏
理	事	(総務部副部長)	廣	見	聡	子
理	事	(経理部副部長)	植	田	朋	子
理	事	(広報部副部長)	市	Ш		亮
理	事	(監察部副部長)	疋	田	進	_
理	事	(研修指導部副部長)	松	Щ	圭	介
理	事	(第1業務部副部長)	武	村	直	治
理	事	(第1業務部副部長)	Щ	田	善	紀
理	事	(第2業務部副部長)	田	中	啓	之
理	事	(第2業務部副部長)	大	舟	理恵子	
理	事	(受託業務管理部副部長)	小	Щ	慶	祥
監	事		藤	田	吉	彦
監	事		津	守	克	洋
名誉会	長		遠	Щ	健大	!郎
顧	問		末	廣	元	孝
相談	役		中	嶋	章	雄



会員の皆様、新春のお慶びを 申し上げます。 本年も、一層のご指導の程 お願い申し上げます。

